

市政情報

国民年金保険料の口座振替・クレジットカードでの前納の申込みは2月末までに

納付に口座振替やクレジットカードを利用すると、納め忘れもなく便利です。また、保険料をまとめて早めに納めること(前納)により保険料が割引になります。割引額が一番高いのは口座振替での前納です。

納付方法

- 次の5種類があります。
- ・毎月納付(翌月末振替)
- ・毎月納付(当月末振替)※口座振替のみ
- ・6か月前納(4~9月)(10月~翌年3月)
- ・1年前納(4月~翌年3月)
- ・2年前納(4月~翌々年3月)

申込方法

4月からの前納を希望する場合は、ご希望の金融機関又は川越年金事務所へ次のものを持参し、2月末までにお申し込みください。

- ・基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や送付された納付書など)
- ・預貯金通帳
- ・金融機関への届出印

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165(050から始まる電話の場合は03-6700-1165)
川越年金事務所
☎049-242-2657
☎049-245-8919
保険年金課
☎21-1434☎23-0076



スマホ用電子証明書によるコンビニ交付

各種証明書のコンビニ交付サービスでは、マイナンバーカードの持参が必須でしたが、スマホ用電子証明書による取得も可能となりました。

スマホ用電子証明書とはマイナンバーカードと同等の電子証明書機能を持ったスマートフォン用の電子証明書のことです。マイナポータル上でスマホ用電子証明書の利用申込みを行うと、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけでマイナンバーカード関連サービスの利用ができるようになります。

スマホ用電子証明書対応機種

スマホ用電子証明書を利用できる機種はマイナポータルHPでご確認ください。

対応事業者(令和6年1月22日現在)

株式会社ファミリーマート、株式会社ローソン

市民課

☎21-1402
☎23-2234



マイナポータルHP

顔認証マイナンバーカードの発行

暗証番号の設定や管理に不安がある人の負担軽減のため、暗証番号を設定せず顔認証システムのみ利用できる「顔認証マイナンバーカード」の発行が始まりました。

原則本人が市民課窓口でマイナンバーカードを持参すれば顔認証マイナンバーカードに変更できます。また、顔認証マイナンバーカードを通常のマイナンバーカードに戻すことも可能です。

なお、顔認証マイナンバーカードは保険証登録を行えば保険証として利用できますが、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付サービスなどは利用できません。

マイナンバーカード

市民課

☎21-1402☎23-2234

戸籍謄本の広域交付が始まります

戸籍の交付は、今までは本籍地が東松山市の場合のみ請求できましたが、3月1日(金)から、本籍地が東松山市以外の戸籍も請求できる広域交付が始まります。ただし、広域交付の請求には条件がありますのでご注意ください。

広域交付対象証明書

種類	内容	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	戸籍に記載されている全員の写し	450円
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	除籍された戸籍に記載されている全員の写し	750円

※戸籍抄本、除籍抄本及び戸籍の附票は、広域交付の対象外です(本籍地にて交付となります)。

請求できる人 戸籍に記載されている人、直系尊属(父母、祖父母など)又は直系卑属(子、孫など)

※法定代理人、委任状による代理人は請求できません。また、亡くなった配偶者の婚姻前の戸籍については、生存している配偶者は請求できません。

顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

※保険証など顔写真が付いていない身分証明書では交付できません。

注意事項

- ・東松山市に本籍がある人は、今までの請求方法に変わりありません。
- ・DV等支援措置を受けている人は、広域交付の対象外となります。

市民課☎21-1402☎23-2234

教育委員を紹介します

教育委員は、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が市議会の同意を得て任命します。

教育についての政策・施策や現状・課題について調査・審議を行っています。また、総合教育会議における市長との協議・調整、教育現場の視察、研修や各種式典・行事への出席などの活動をしています。

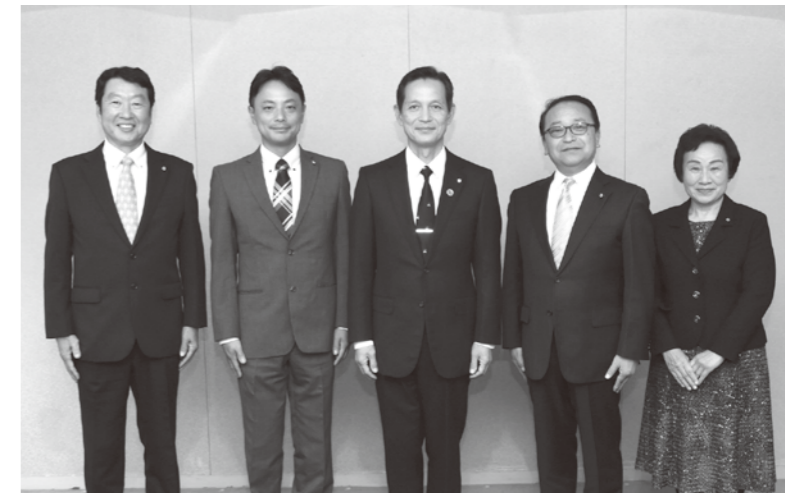


市HP

教育長・教育委員(令和6年2月1日現在)

職名	氏名
教育長	よしざわ いさお 吉澤 勲
教育長職務代理者	いながき たかふみ 稲垣 孝章
委員	たなか じゅんいち 田中 純一
委員	とねがわ すみこ 利根川 澄子
委員	てらだ ひろゆき 寺田 浩之

教育総務課☎21-1428☎23-7255



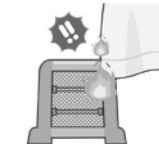
寺田委員、田中委員、吉澤教育長、稲垣職務代理者、利根川委員



総合教育会議

はたちの集い

電気ストーブ※の使用による火災に注意!



【事例1】

セラミックヒーターを延長コードにつないで使用していた。延長コードへの差込口が熱で溶け、発火した跡があった。

【事例2】

古いオイルヒーターのスイッチを入れたまま外出し、帰宅後に黒煙が出ていることに気付いた。ヒーターの一部が溶け、床は焦げていた。

消費者へのアドバイス

正しい使用方法と安全対策を知る

電気ストーブの種類によって安全対策は異なる場合があるので、製品の取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。

設置場所に注意する

ストーブは平らで安定した場所に設置し、周囲に布団やカーテンなどの可燃物がないことを確認してください。

・延長コードは使わない

多くの電気ストーブは消費電力が大きく高温になる危険性があるため、延長コードの使用が禁止されています。

・こまめに電源を切る

外出時や部屋から離れる場合は、必ず電源を切りましょう。長時間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いてください。

・定期的な点検と清掃

取扱説明書をよく読み、定期的に点検と清掃をしましょう。音や臭いなどの異常があれば、すぐにメーカーや販売店に相談しましょう。

※電気ストーブ類とは、オイルヒーター、セラミックヒーター、ハロゲンヒーターなどを含みます。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。消費者ホットライン☎188(いやや!泣き寝入り!)

市民権市民相談課☎21-1414☎23-2236

「くらしの110番」